



サザンカ

# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811  
 熊本県熊本市中央区本荘  
 6丁目8-7  
 TEL. 096 (375) 4340  
 FAX. 096 (375) 4341

## ◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月12日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	.

※税を考慮する週間 11月11日～11月17日

**集中電話催告センター室(納税コールセンター)** 新規国税滞納事案等を所轄税務署に代わり電話や文書により納税催告を行う国税局(所)内の部署。滞納者情報データを「集中電話催告システム」で処理し、自動的に機械が滞納者に電話を掛け、応答した時点で担当職員が納付催告を行います。催告を受けた7割超の滞納者が完納しています。

# 断捨離／エッセンシャル思考

## 断捨離

今年も早いもので十一月。大掃除が気になる季節になりましたが、「断捨離」という言葉をご存知でしょうか。

断捨離には、不要な物を「断ち」、「捨」てることで、物への執着から「離」れる、という意味があるそうです。「使える物だから勿体ない」ではなく、「物は使うものであり、とっておくものではない」と考え、絶対に必要なものだけを残し、要らないものを捨ててしまうことで、空間や気持ちにゆとりが生まれまします。日常生活に限らず、仕事上も、余計な物を置かず職場の整理整頓をすれば、仕事の質も効率も上がると思えます。普段から断捨離を心がける必

要がありますが、断捨離は物だけでなく仕事そのものにも必要になることがあります。

## エッセンシャル思考

断捨離と同様な考え方で有名な「エッセンシャル思考」があります。海外の大手企業のアドバイザーを務める、グレッグ・マキューン氏が提唱している考え方です。「エッセンシャル思考」とは、重要な仕事を見極め、それ以外の仕事は計画的にそぎ落とすというものです。時間とエネルギーを効果的に配分し、「より少なく、しかしより良く」を追求することで最高のパフォーマンスを発揮しようという考え方は、優秀になった人ほど、「あの人に任せておけば大丈夫」となり、

いろいろな人に頼られてしまいひたすら仕事に追われかねません。相手の機嫌を損ねたくないし、期待に応えたい。そう思っているうちに、どうしてもいい仕事までどんどんと舞い込み、いつのまにか追われて、結局は他人の言いなりの人生を送ることになってしまふとグレッグ・マキューン氏は警告しています。

この数年で情報は大量に世の中に溢れ、私たちの選択肢は急激に増えています。インターネットなどを通してなだれ込む様々な情報や他人の意見、欲を刺激し続けるテレビCMやWEB広告。こうした影響から、あれもこれもと手を出す感覚が蔓延し、何が大事で何がそうでないかを見分けられなくなっているという状況をグレッグ・マキ

ューン氏はクロゼットに例えています。二度と着ないであろう服でいっぱいになり、本当に着たい服が見つからないような状況だと。いらぬ服は捨てなければいけないわけですが、「いつか着るかもしれない」という考えをまぜ捨てなければいけない。人は自分の持ち物を実際より高く評価する傾向があるため、なかなか捨てる決断ができないものだからです。

服は捨てれば終わりですが、仕事や用事はどんどん増殖していくため、日頃から整理整頓を習慣にしなければいけません。その都度、「イエス」か「ノー」かを吟味して判断する必要があります。検討せずには何でも引き受ける人に比べ、エッセンシャル思考の人はより多くの選択肢を検討することになります。エッセンシャル思考はまず「選ぶ」ことが第一歩となり、このほか「ノイズ」「トレードオフ」の三つの考え方が基礎をなしているとしています。「ノイズ」とは大多数の物事は自分にとって不要であることを

知ることです。グレッグ・マキ  
ユーン氏は子どもの頃にアルバ  
イトを通して、時給一ポンドの  
仕事がある一方で、時給六ポ  
ンドの仕事があることを知り、時  
間と成果の関係に気づかされた  
と語っています。ただがむしゃ  
らに頑張ればいいというもので  
はなく、どこに重点を置かが  
大事なことであり、それ以外は  
目を向けないようにするという  
考え方です。

「トレードオフ」とは何かを選  
ぶには、何かを捨てなければい  
けないという考え方です。ビジ  
ネス戦略でいえば、格安航空会  
社がその典型となります。サー  
ビスの過剰さを廃止するかわり  
に、低価格路線を選択して利益  
を産み出す仕組みを作っていま  
す。

しかしながら、この判断が意  
外と難しいのです。なぜならト  
レードオフが起こるのは、どち  
らも捨てがたいような状況だか  
らです。非エッセンシャル思考  
の人はトレードオフが必要な状  
況になったとき、「どうすれば両  
方できるだろうか？」と考えて  
しまうものだと思います。さら

には、忙しい仕事をしているこ  
とが有能さの証だと思っていま  
っているため、余暇や家族の時  
間や睡眠時間を削ってまで全て  
の仕事をやろうとしてしまいま  
す。しかし、そこそが逆効果。

「睡眠」は体調を整え、脳のパ  
フォーマンスを高めるために必  
要なものです。余暇や家族サー  
ビスによる「遊び」は脳を創造  
的にし、ストレスを軽減してく  
れます。なにより寝る間も惜し  
んで働いて、心身のバランスを  
崩しては元も子もありません。  
ときには電話もメールもシャッ  
トアウトして、考える時間を意  
識的に作ることも大切です。

ビル・ゲイツは年に二回ほど  
「考える週」を定期的にとってい  
たことで知られています。その  
1週間に大量の本や記事を読ん  
で最新技術について学び、ビジ  
ョンを考えるようにしていたの  
です。とはいえ、人は本来的に  
関係性に縛られた生き物ですか  
ら、なかなかノーとは言えませ  
ん。上手に断るには、関係性か  
ら切り離して考え、直接的でな  
い表現を使うといいとグレッグ・  
マキユーン氏はアドバイスして

います。たとえば、沈黙してそ  
れとなく意志を伝えたり、別の  
日の代替案を出したり、「予定  
を確認して折り返す」と一端、  
間を置いて断るのです。相手が  
上司で断りにくい場合は、「どの  
仕事を後まわしにしますか？」  
と逆に返し、上司にトレードオ  
フを意識させるといいでしょう。

ノーを言うことで、たしかに短  
期的に相手と気まづくになるこ  
とはありますが、長期的に見ると  
「自分の時間を安売りしない」と  
いうメッセージになり、プロフ  
エーションナルの証として相手か  
ら敬意を得られることにつなが  
ります。自分にとって重要なこ  
とと不要なことを見極めるため  
には、最終的にどう生きたいか  
という「本質目標」を定めるこ  
とだといえます。たとえば「弁  
護士ではなく医者になる」と決  
めてしまえば、何を学ぶべきか  
が明らかになり、その後のあら  
ゆる決断の助けにもなります。  
あるいは社会的な意義や家族を  
大切にするといいものでもいい  
のです。一番大切なことを決め  
ることで、次々とやってくるタ  
フな選択肢の前で、後悔せずに

判断できるようになります。

エッセンシャル思考の目標は、  
単に世間的な成功を手に入れる  
ことではありません。人生に意  
味と目的を見出し、それを成し  
遂げるために、それ以外のもの  
を捨て去る勇気を持つことなの  
です。

エッセンシャル思考の考え方  
のポイントをまとめると次のよ  
うになります。

① すべてをやろうとすると、  
すべてが中途半端になる

② 重要な仕事に集中し、それ  
以外を削ぎ落とす

③ 断る勇気を持ち、目標のた  
めに計画的に時間を使う  
要するに、仕事の断捨離も必  
要だということです。リスクヘ  
ッジのために色々な考え方が大  
事です。「そうは言っても」な  
どの否定的な考え方も多数ある  
かもしれません。

しかしながら、常に中途半端  
になり判断に迷う事が多い方は、  
一度仕事や行動の断捨離をして  
みてはいかがでしょうか。新た  
な自分が見つかり、仕事がか  
どり、豊かな人生に変わるかも  
しれません。

# 小規模宅地等の特例の要件が厳格化されました

相続税の各種特例の中でも適用されることが多く、適用による相続税額への影響が大きいものに「小規模宅地等の特例（相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例）」があります。この小規模宅地等の特例について、平成三十年年度税制改正において適用要件の厳格化が図られていますので、整理してみます。

## 1 制度の概要

小規模宅地等の特例は、個人が相続等により取得した財産のうち、その相続の開始直前において被相続人等の居住用または事業用に使用していた宅地のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（小規模宅地等）については、評価額を八〇

%又は五〇%減額できる制度です。なお、相続開始前三年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

## 2 限度面積と減額割合

小規模宅地等の特例では、宅地等の種類ごとに限度面積と減額割合が次のように定められています（表1参照）。

- ① 特定居住用宅地等：被相続人等の居住用に使われていた宅地等（マイホームの敷地）
- ② 特定事業用宅地等：被相続人等の事業用に使用されていた宅地等（不動産貸付事業以外の事業用建物の敷地）
- ③ 特定同族会社事業用宅地等：貸付以外の一定の法人の事業用に使用されていた宅地等（不動産貸付事業以外の同族会社への貸付敷地）
- ④ 貸付事業用宅地等：被相続人等の不動産貸付事業用に使用されていた宅地等（賃貸アパートなどの敷地）

表1 小規模宅地等の特例の種類

相続開始の直前における宅地等の利用区分	要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	① 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	② 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	③ 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等（一定の法人の事業の用に供されていたものに限り）	400㎡	80%
	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%

このうち、平成三十年年度税制改正では、①の特定居住用宅地等と④の貸付事業用宅地等の適用要件が見直されましたので、その内容を見ていきます。

## 3 特定居住用宅地等の見直し

### (1) 改正の背景

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等である「特定居住用宅地等」では、被相続人等の配偶者や被相続人等と同居していた親族のほか、別居相続人とその配偶者であっても被相続人等に配偶者と同居親族がおらず、相続開始前三年以内にマイホームを所有していないなど一定の要件の下、特例の適用が認められる「家なき子特例」と呼ばれるものがあります。

しかし近年、家なき子特例を利用するため、別居相続人が親族等に持ち家を売却して賃貸住宅に居住することで意図的に持ち家に居住していない状態を作り出すなど、本来の制度の趣旨と異なる事例が出てきたため、適用要件が厳格化されました。

**改正内容**  
改正では、①相続開始前三年

表2

改正後の家なき子特例の要件	備考
被相続人等に配偶者及び同居の相続人がいないこと	変更なし
被相続人等の自宅土地を承継し相続税の申告期限まで所有	〃
相続日から遡って3年以内に次の人が所有する家に住んだことがない	〃
A 土地を承継した人またはその配偶者	〃
B 3親等内の親族	追加
C 特別の関係にある法人	追加
被相続人等の死亡当時に自分が住んでいる家を過去に所有したことがない	新設

以内に、その者の三親等内の親族又はその者と特別の関係にある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者、②被相続人の死亡当時において、居住用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者に該当する場合は、家なき子特例が適用できなくなりました。

改正の結果、家なき子特例の要件は表2のように見直されました。

**(3) 適用時期**  
平成三十年四月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用されます。なお、改正では経過措置が設けられており、平成三十年三月三十一日に改正前の家なき子特例の要件を満たしている人については、平成三十二年(二〇二〇年)三月三十一日までの相続に限り、改正後の要件を満たすものとして特例の適用が認められることとなります。

**4 貸付事業用宅地等の見直し**  
**(1) 改正の背景**  
被相続人等が貸付け等の事業に利用していた宅地等「貸付事

業用宅地等」に関しては、その親族が、相続開始時から申告期限までにその宅地等に係る被相続人等の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していることが特例の要件の一つとされています。

しかし、特例を適用するため一時的に現金を不動産に換えて相続税を軽減するケースが散見されていること、また平成二十九年十一月の会計検査院報告「租税特別措置(相続税関係)の運用状況等についての報告書」において、相続により取得した土地等を相続税の申告期限の翌日以後三年以内に譲渡していた人について、適用状況を調査した結果、小規模宅地等の特例の適用を受けた者が相当数把握され、そのうち貸付事業用宅地等については、短期間に譲渡している者が多く見受けられました。

このように、事業継続等への配慮のためとする本来の制度目的に沿っていない事案が見受けられるとの指摘が行われたことから見直しが行われました。

**(2) 改正の内容**  
貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等が除外されました。

ただし、相続開始の日まで三年を超えて引き続き事業的規模で貸付事業を行っていた被相続人等のその貸付事業の用に供されたものは除外されません。

**(3) 適用時期**  
平成三十年四月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用され、三十年三月三十一日までに貸付事業の用に供されている宅地等については見直しの対象とはなりません。



# 正社員とパート・契約社員等との待遇格差の是正

これまで、正社員（正規雇用労働者）とパートタイマー、契約社員等（非正規雇用労働者）との間の不合理な待遇の格差が問題とされてきました。

これを是正するための措置が、平成三十年七月六日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に盛り込まれていますので解説します。

## 一 整備された法令

公正な待遇確保のため、規定の整備が行われた法令は次の通りです。

- ・ パートタイム労働法<sup>注</sup>
- ・ 労働契約法
- ・ 労働者派遣法

（注）パートタイム労働法は、正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。

今回の改正で、有期雇用労働者も同法の対象に含まれることとなり、法令の名称は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）に変わります。

## 二 不合理な待遇差の是正

裁判等の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」に関し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者についての規定の整備が行われました。

（一）パート・有期雇用労働者  
「均衡待遇規定」「均等待遇規定」の内容および改正点は次のとおりです。

① 均衡待遇規定  
次の内容の相違を考慮して「不合理な待遇差を禁止」するものです。

職務内容（業務の内容＋責任の程度をいいます。以下同様）

職務内容、配置の変更範囲  
その他の事情

従来から、パート・有期雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する規定はありませんでしたが、今回の改正でその明確化が図られ、それぞれの待遇※ごとに、「待遇の性質・目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。」とされました。

※ 例えば、基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など。

## ② 均等待遇規定

次の内容が同じ場合は「差別的取扱いを禁止」するものです。

職務内容  
職務内容と配置の変更範囲  
パートタイム労働者については、従来から均等待遇規定についての定めがありました。今回の改正では、新たに有期雇用労働者も均等待遇規定の対象とすることが規定されました。

ました。

なお、どのような待遇差が不合理であるか・不合理なものでないかについては、「ガイドライン」の策定によって規定の解釈が明確に示されます。

平成二十八年十二月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」として策定されており、今後、確定される予定です。

## （二）派遣労働者

これまで、派遣労働者と派遣先労働者の待遇差については、配慮義務規定が設けられていました。

今後は、次のいずれかを確保することが義務づけられます。

・ 派遣先の労働者との均等・均衡待遇の確保<sup>注</sup>

・ 一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保

（注）均等・均衡の内容は、（一）を参照してください。

派遣労働者の待遇差に関する規定の整備は、次の考え方に基づき実施されました。

・ 派遣労働者の就業場所は派遣先であり、待遇に関する派遣労働者の納得感を考慮する上で、派遣先の労働者との均

等・均衡は重要な観点。

派遣先の賃金水準と職務の難易度が常に整合的とは言えないため、結果として、派遣労働者の段階的・体系的なキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得る。

それでは、個々の内容を見ていくこととします（派遣元事業主は、①、②のうちいずれかを確保することが義務化されます）。

① 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

派遣元事業主は、派遣労働者と派遣先労働者の待遇に関し、不合理と認められる相違を設けることや、差別的な取扱いをしてはならないとされました。

なお、①の実施のため、派遣先にならうとする事業主に對しては、派遣先労働者の賃金その他の待遇に関する情報等を、派遣元事業主に提供することを義務づける規定が新設されました。

また、教育訓練、福利厚生施設の利用に関しては、派遣先事業主に對する規定の強化が行われています。

業務遂行に必要な能力を付与するための教育訓練に関し、一定の場合を除き、派遣労働者に対しても実施する等必要な措置を講じなければならぬ（従来は、「実施するよう配慮しなければならぬ」とされました）。

福利厚生施設の利用に関し、業務の円滑な遂行に資する一定のものは、派遣労働者に対しても、利用の機会を与えなければならぬ（従来は、「与えるよう配慮しなければならぬ」とされました）。

② 一定の要件を満たす労使協定による待遇

派遣元事業主が、労働者の過半数代表者等と以下の要件を満たす労使協定を締結し、当該協定に基づいて待遇を決定します（派遣先の教育訓練、福利厚生は除く）。

〈労使協定の内容〉

賃金決定方法（次のイ、ロに該当するものに限る）

イ 協定対象の派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額と同等以上の

賃金額となるもの

ロ 派遣労働者の職務内容、成果、意欲、能力又は経験等の向上があった場合に賃金が改善されるもの

派遣労働者の職務内容、成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価して賃金を決定すること

派遣元事業主の通常の労働者（派遣労働者を除く）との間に不合理な相違がない待遇（賃金を除く）の決定方法

派遣労働者に対して段階的・体系的な教育訓練を実施すること

### 三 説明義務の強化

事業主が労働者に対して説明しなければならない内容に関し、次の整備が行われました。

① 有期雇用労働者に対し、雇入れ時に本人の待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務が創設されました。

② パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者が求めた場合に、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等の

説明をすることを事業主に義務づける規定が創設されました。これにより、法律の適用対象となる非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」についても説明を受けられるようになります。

③ 説明を求めた場合の不利益取扱いを禁ずる規定が創設されました。

### 四 施行日

平成三十二年（二〇二〇年）四月一日に施行されます。ただし、中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」の適用は平成三十三年（二〇二一年）四月一日に施行されます。

### 五 働き方改革関連法全般

働き方改革関連法は、今回取り上げた「公正な待遇の確保」と「労働時間法制の見直し（平成三十一年四月以降施行。内容により施行時期が異なります。）」により構成されています。

二で触れたガイドラインなど今後公表されるものもありますので、引き続き動向に留意していきましよう。

## パーソナルカラー診断

友人に「もっと明るい色を身につけてみたら？」と言われたことはありませんか。洋服の色、バッグや眼鏡、ネクタイに靴など小物の色、メイクに使う色など、身につけるものの色は皆さんどのように選んでいますか？特別地味な色を選んでいるつもりはなくても、つい「使いやすいベーシックな色」を無意識の内に選んでいたりと、また、気づけば「自分の好きな色」ばかり周りに揃ってしまったことはないでしょうか。仕事を上で場違いに派手な色を身につけるわけにはいきませんが、自分に似合う色で、周りがぱっと明るくなるような色使いができると素敵ですね。ただ、自分の好きな色は分かっても、自分に似合う色は分かりづらいものです。そんな時、「パーソナルカラー診断」がとても役に立ちます。

「パーソナルカラー」とは、肌や髪、瞳の色をもとにした、その人に似合う色の系

統のことです。例えば、一口に「赤」といっても、朱色やえんじ色、紅色など様々な種類があります。その人の肌や髪の色合いによって、えんじが似合う人もいれば、朱が似合う人もいます。ベビーピンクは似合わないかもしれないけれど、コーラルピンクなら似合う場合もあるのです。たくさんある色の種類の中から、自分に似合うのはどういう系統の色かを知ることができるのが「パーソナルカラー診断」です。

インターネットで検索すれば、自己診断のチャートがでできますので気軽に試してみることができます。また、百貨店の洋服や化粧品売場のサービスとしてこの診断を取り入れている店もあります。自分のパーソナルカラーを知って人に与える印象を上手にコントロールすることができれば、様々な場面で大いに強みになるのではないのでしょうか。ぜひ一度お試しください。

## 本を手にとってみませんか

幼稚園や保育園の頃、先生に絵本を読んでもらった時に、一番好きだったのは先生の「本をめくる音」だったという人の話を聞きました。絵本は文庫等と違い紙が分厚く、ゆっくりめくる時に本を支える手に紙が触って音がします。なんとも言えず不思議で心惹かれる音を自分でも出してみたくて、自ずと本を手取るようになったと言います。

今日ではタブレットやスマートホンなどで本を読むことができるようになりました。非常に便利なもので、重たい思いをせずに数え切れない程の本を持ち歩くこともできます。その便利さはありがたく享受するとして、たまには紙の本を手にとってみませんか？

本には、独特の紙のにおいや質感、そして重さなど、内容以外にもその人の記憶に残る要素がたくさんあるものです。

### コーヒークーキ

秋も深まり、熱いコーヒーがおいしい季節になってきました。ちよつとひと休みしたい時に、コーヒーによく合う甘いものがひと口あると嬉しいですよ。 「コーヒークーキ」は、コーヒークーキ味ではなく、コーヒーと一緒に食べるクーキのことです。大抵、小麦粉・バター・砂糖・卵などの基本的な材料を混ぜ、小麦粉やシナモンなど

で作ったそばろを散らして焼いた、大変素朴なクーキです。最近では「コーヒークーキ」として置いているカフェを時折見かけますが、家でも比較的簡単に作ることができます。 休憩時間においしい熱いコーヒーとともに頂けば、気分が変わってまたその後の仕事もはかどりそうですね。